



平成22年11月19日  
内閣府(防災担当)  
気象庁

## 12月1日は緊急地震速報の訓練を行いましょう ～ 訓練実施機関等をお知らせします ～

緊急地震速報を地震動の警報・予報として法律に位置づけてから3周年にあたる12月1日に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施することについて、7月5日に報道発表しているところです(<http://www.jma.go.jp/jma/press/1007/05a/eewkunrenH22-1.pdf>)。

このほど、訓練実施機関等について、下記のとおり取りまとめました。

### 記

#### 1. 訓練の内容

平成22年12月1日(水)午前10時15分頃に、気象庁から緊急地震速報の受信端末向けに訓練用の緊急地震速報(以下「訓練報」といいます。)を配信します。この訓練報はテレビ、ラジオ、携帯電話では受信できません。

この訓練報や気象庁の提供する訓練キット等を用いて、机の下に隠れるなど、緊急地震速報を見聞きしたときに身の安全を確保する行動訓練等が行われます。

緊急地震速報受信時対応行動訓練用キットについては以下を参照ください。

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/usage/index.html>

#### 2. 訓練実施機関

訓練は、約2,000の機関で実施されます(「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議」を構成する省庁等を通じた調べ)。

民間企業等・・・約1,600社・団体

防災行政無線等により訓練を実施する地方公共団体・・・98団体

中央省庁及び地方支分部局等・・・232機関

気象庁本庁及び各管区气象台等の地方官署・・・全131官署

訓練実施機関の詳細は以下を参照ください。

[http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/EEW\\_kunren\\_H22.html](http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/EEW_kunren_H22.html)

#### 3. 訓練に関する留意事項

- ・訓練前の地震の発生状況等によっては、訓練報の配信を中止する場合があります。
- ・気象庁からの訓練報を用いない機関においては、10時15分頃以外の任意の時間に実施する場合があります。

#### < 連絡・問い合わせ先 >

全般に関する問い合わせ

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)付 渡真利、鈴置

Tel 03-5253-2111(内51402、51403) Fax 03-3501-5199

緊急地震速報の訓練の内容に関する問い合わせ

気象庁地震火山部管理課 内藤、相川

Tel 03-3212-8341(内4505、4516) Fax 03-3212-2857